

# 磯路版 学習者用端末を使う時のルール

## 【はじめに】

みなさんが学校から借りている学習者用端末は色々なことができます。上手に使うことで、学校やクラスが休みになった時にもお家で学習ができます。ルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるようにしましょう。また、先生から説明があったこと以外には使わないようにしましょう。

## 【持ち運ぶ時のルール】

- ・ 登下校で、学習者用端末を持ち運ぶ時は、ランドセルか手さげに入れます。学校への行き帰りには出さないようにしましょう。
- ・ モバイルルータ(借りている人)は、箱ごと(付属のACアダプタを含む)持ち運びましょう。
- ・ 学習者用端末が入っているランドセル・手さげの置き場所に気を付けましょう。自分の目が届く場所か、先生から指示された場所に置くようにしましょう。
- ・ 自分や友だちのランドセル・手さげには、学習者用端末が入っていることがあります。ランドセルや手さげをあつかうときは、ていねいにあつかいましょう(らんぼうにあつかうと学習者用端末がこわれる原因になります)。

## 【使う時のルール】

- ・ 学習者用端末を使うことができるのは、自分のみです。他の人に貸したり、他の人の学習者用端末を借りたりすることはできません。(設定を行う時や、端末に不具合が起きた時に、学校の先生が使用する場合があります)
- ・ 学習者用端末を使う前に、手を洗い、よく手を拭いてから使います。
- ・ 学習者用端末やモバイルルータにはっているシールをはがさないようにしましょう。
- ・ 学習者用端末は、学習するために使います。ゲームや、学習に関係のない動画を見るなど、学習に関係のない

いことに使ってはいけません。

- インターネットは正しく使えば学習を広めたり深めたり、生活を便利にすることができますが、中には、よいサイトもあります。あやしいサイトを開いてしまったときは、先生やお家の人に相談しましょう。
- インターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものだけ保存するようにしましょう。
- 個人情報等、重要なデータは保存してはいけません。
- カメラでだれかを撮ったり、人の家や持ち物などを撮ったりするときは、相手の許可をもらってから撮るようにしましょう。(肖像権の侵害などの法律に違反する場合があります)
- お家で、学習者用端末やモバイルルータを使う時は、次のような所では使わないようにしましょう。

暑い所やぬれている所      落ちそうな所や踏まれそうな所

- お家で使用する場合の使用時間は、次の通りです。

低学年(1~3年生) 午前8:30~午後7:00まで

高学年(4~6年生) 午前8:30~午後8:00まで

- 学習者用端末やモバイルルータを充電する時は、学校から持って帰った充電器を使いましょう。家にある他の充電器は使わないようにしましょう。こわれてしまう原因になってしまいます。
- 学習者用端末はていねいにあつかい、落としたり、水にぬらしたり、重たいものを上にのせたりしないようにしましょう。
- 学習者用端末の画面は、指でふれるようにします。えんぴつなどのとがった物でふれたり、磁石を近づけたりしてはいけません。
- モバイルルータ(借りている人)も学習者用端末と同じように大切ににあつかいましょう。
- モバイルルータ本体のケースを開けたり、バッテリーなどを外したりしてはいけません。
- モバイルルータの充電は、付属のACアダプタを使用しましょう。また、付属のACアダプタは他の機器の充電には使用しないようにしましょう。
- 健康のため、学習者用端末を使用するときは、目を画面に近づきすぎないように気をつけ、ときどき目を休めるようにしましょう。

## 禁止事項

次のことは、絶対にしてはいけません。

- 自分のIDやパスワードを人に教えること。
- 友だちのIDやパスワードを使用すること。(不正アクセス行為といって、法律で禁止されています)
- 学習者用端末の設定を学校の許可なく変更すること。
- 他のソフトやアプリケーションをインストールすること。
- 学習者用端末にイラストシールをはったり、文字や絵をかいたりすること。
- 学習者用端末を使って、先生の許可なく、画像や動画を撮影したり、録音したりすること。
- 人が作った作品や、人の顔写真などを本人やその保護者の許可なく使用すること。
- 自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号など)をインターネット上にあげ、他人が自由に見られる状態にすること。
- 投稿やチャット機能等で、相手の心を傷つけたり、相手に嫌な思いをさせたりすること。
- 学校のネットワーク環境の不正利用やシステム障害等に繋がる行為をすること。
- 学習者用端末やモバイルルーター等を売ったり、捨てたり、またはわざと壊したりすること。

### 【その他】

- 学習者用端末は、学校(大阪市)から借りているものです。卒業するまで同じ学習者用端末を使います。次に使う人が気持ちよく使えるよう、大切に使いましょう。
- 学習者用端末をなくしてしまったり、こわしてしまったりした時には、すぐにお家の人と先生にお話ししましょう。

学習者用端末を使うときのルールは守るようにしましょう。守ることができない場合は、学習者用端末の貸出

を停止する場合があります。よく考え、先生やお家の人と相談して使用するようにしましょう。

## 【保護者の皆様へ】

- ※ 破損・紛失・故障等で使用できない場合は必ず学校に連絡してください。
- ※ 故意による行為や重大な過失により、破損や紛失等に至った場合、児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を考慮した上で、ご家庭に弁済していただく場合がありますので、適切に管理していただくとともに、大切に扱うよう、お子様にお声かけお願いいたします。
- 児童又は保護者が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合
  - 例 ・学習者用端末等を投げる、踏みつける等の行為
  - ・学習者用端末等の譲渡、売却 など
- 児童又は保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損又は紛失等に至ったと認められる場合
  - 例 ・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合
  - ・紛失、盗難（警察に被害届を提出し、受理された場合を除く）
  - ・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に屋外で利用し、雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取り扱いが原因で故障した） など
- ※ ルーター通信料は「学習者用端末等使用条件」「学習者用端末等貸付要綱」「学習者用端末等貸付要領」に反しない限り大阪市が負担します。
- ※ 大阪市の備品であり、卒業・転校の際には返却していただきます。